

輪島市事業継続力強化支援補助金交付要綱

令和4年6月30日告示第91号

輪島市事業継続力強化支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、中小企業者の事業継続力強化に必要な防災及び減災に資する対策並びに取組を支援するため、輪島市事業継続力強化支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (2) 事業継続力強化計画 法第56条第1項に規定する事業継続力強化に関する計画をいう。
- (3) 連携事業継続力強化計画 法第58条第1項に規定する連携事業継続力強化に関する計画をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、市の区域内に本社、本店又は主たる事業所(以下「市内事業所」という。)を有し、かつ、法第56条第3項の規定に基づく事業継続力強化計画の認定又は法第58条第3項の規定に基づく連携事業継続力強化計画の認定を受けた中小企業者(法第58条第3項の規定に基づき連携事業継続力強化計画の認定を受けたときは、当該計画を共同で作成した中小企業者を含む。以下「認定中小企業者」という。)とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる認定中小企業者には、補助金を交付しない。

- (1) 市税を滞納している者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者

(補助金の交付回数)

第4条 補助金の交付は、1認定中小企業者につき1回限りとする。

(補助事業)

第5条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画(法第57条第1項又は法第59条第1項の規定により変更の認定を受けたときは、変更後の事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画。第8条において「事業継続力強化計画等」という。)に基づき市内事業所において市の会計年度内にて実施する設備導入事業及び物資備蓄事業とする。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げる補助事業の区分に応じ、当該各号に定める費用（消費税及び地方消費税相当額を除いた額）とする。

- (1) 設備導入事業 防災、減災及び感染対策に資する設備、機械、装置、器具並びに備品の導入に要する費用（賃借により導入する費用を除く。次項において「設備導入費用」という。）
- (2) 物資備蓄事業 事業継続力強化に資する物資の備蓄に要する費用（次項において「物資備蓄費用」という。）

2 前項の規定にかかわらず、国、県、市その他の機関の支援制度により補助、助成その他の給付を受け、又は受けようとする設備導入費用及び物資備蓄費用は、補助対象経費としない。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1に相当する額（当該金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、30万円を上限とする。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする認定中小企業者は、補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 市税納付状況調査承諾書（様式第2号）
- (2) 事業計画書（様式第3号）
- (3) 収支予算書（様式第4号）
- (4) 収支予算書の積算根拠及び内容が分かる書類
- (5) 事業継続力強化計画等及びその認定通知書の写し

(交付決定)

第9条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、当該交付申請を審査し、交付を決定したときは補助金交付決定通知書（様式第5号）により、不交付を決定したときは補助金不交付決定通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更)

第10条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助事業の内容を変更しようとするときは、補助事業変更承認申請書（様式第7号）により市長に申請し、あらかじめ承認を受けなければならない。ただし、補助事業の目的及び効果に影響を及ぼさない軽微な変更については、この限りでない。

2 前項の申請があったときは、前条の規定を準用する。

(実績報告)

第11条 交付決定者は、補助事業の完了後速やかに、補助事業実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（様式第 9 号）
- (2) 収支決算書（様式第 10 号）
- (3) 収支決算書の内容を証明する書類
- (4) 補助事業の実施状況が分かる写真

（額の確定）

第 12 条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、当該実績報告の内容を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、補助金交付額確定通知書（様式第 11 号）により通知するものとする。

（請求）

第 13 条 前条の規定により補助金の額の確定を受けた者は、補助金の交付を請求しようとするときは、前条の規定による通知を受けた日から 2 週間以内に請求書（様式第 12 号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第 14 条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の他の用途に使用したとき。
- (3) 法第 57 条第 2 項の規定に基づき事業継続力強化計画の認定を取り消され、又は法第 59 条第 2 項の規定に基づき連携事業継続力強化計画の認定を取り消されたとき。

（準用）

第 15 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、輪島市補助金等交付規則（平成 30 年輪島市規則第 19 号）の規定を準用する。